

# 第4期愛知県障害福祉計画

(素案)

平成27年3月



## 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 本県の現状	2
1 人口構成	2
2 障害者の状況	2
(1) 身体障害者(手帳所持者)の状況	2
(2) 知的障害者(手帳所持者)の状況	5
(3) 精神障害者の状況	6
(4) 発達障害・難病のある人の状況	7
3 サービスの利用状況	7
(1) 県全体の在宅サービス利用状況	7
(2) 在宅サービス利用状況(障害保健福祉圏域別)	8
(3) 居住系サービスの状況(障害保健福祉圏域別)	10
(4) 通所系サービスの状況(障害保健福祉圏域別)	11
第3章 計画の基本的考え方	12
1 計画の基本理念	12
2 計画の基本的考え方	12
3 計画期間	13
4 市町村との連携	14
5 区域の設定	14
第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	17
(2) 目標値の設定	19
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	20
(4) 本計画期間の取組	20
(5) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	23
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	24
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	24
(2) 目標値の設定	26
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	26
(4) 本計画期間の取組	27
3 地域生活支援拠点等の整備	29
(1) 目標値の設定	29
(2) 本計画期間の取組	29
4 福祉施設から一般就労への移行	30
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	30
(2) 目標値の設定	32
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	33
(4) 本計画期間の取組	34
第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策	39
1 訪問系サービス	39
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	39
(2) サービス見込量	39
(3) サービスの確保策	41
2 日中活動系サービス	42
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	42
(2) サービス見込量	43
ア 生活介護	43
イ 自立訓練(機能訓練)	43
ウ 自立訓練(生活訓練)	44
エ 就労移行支援	45
オ 就労継続支援(A型)	45
カ 就労継続支援(B型)	46
キ 療養介護	47
ク 短期入所(ショートステイ)	48
(3) サービスの確保策	48
3 居住系サービス	49
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	49
(2) サービス見込量	49
ア 共同生活援助(グループホーム)	49
イ 施設入所支援	50
(3) サービスの確保策	51
4 相談支援	52
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	52
(2) サービス見込量	53
ア 計画相談支援	53
イ 地域移行支援	54
ウ 地域定着支援	55
(3) サービスの確保策	55
5 発達障害・難病の人のサービス利用	57
6 障害児支援サービス	57
(1) サービス見込量	57
(2) 愛知県心身障害者コロニーの再編整備	62
(3) 重症心身障害児(者)に対する支援体制の整備	62
7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)	65
(1) 圏域単位での地域特性及び課題	66
(2) 平成29年度末までに不足するサービスの基盤整備	67
(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量	69
ア 名古屋圏域	69
イ 海部圏域	71
ウ 尾張中部圏域	73
エ 尾張東部圏域	75
オ 尾張西部圏域	77
カ 尾張北部圏域	79
キ 知多半島圏域	81

ク	西三河北部圏域	83
ケ	西三河南部東圏域	85
コ	西三河南部西圏域	87
サ	東三河北部圏域	89
シ	東三河南部圏域	91

第8章	計画の推進	104
	用語説明一覧	105
	第4期愛知県障害福祉計画策定経過	112
	愛知県障害者施策審議会	113

## 第6章 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質向上並びに指定障害者支援施設のサービスの実質向上のために講ずる措置

1	サービスの提供に係る人材の育成	93
2	サービスの提供事業者に対する第三者評価	94
3	障害のある人の権利擁護	94

## 第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1	専門性の高い相談支援事業	97
(1)	発達障害者支援センター運営事業	97
(2)	高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業	98
(3)	障害児等療育支援事業	99
(4)	障害者就業・生活支援センター運営事業	99
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	100
(1)	手話通訳者養成研修事業	100
(2)	手話通訳者派遣事業	100
(3)	要約筆記者養成研修事業	100
(4)	要約筆記者派遣事業	100
(5)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	100
(6)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	100
(7)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	101
3	広域的な支援事業	101
(1)	相談支援体制整備事業	101
(2)	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	101
4	人材養成等その他の事業	102
(1)	障害支援区分認定調査員等研修事業	102
(2)	相談支援従事者等研修事業	102
(3)	サービス管理責任者等研修事業	102
(4)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	102
(5)	盲人ホーム事業	102
(6)	身体障害者補助犬育成事業	103
(7)	障害者社会参加促進事業	103
ア	生活訓練事業	103
イ	情報支援等事業	103
ウ	障害者IT総合推進事業	103
エ	社会参加促進事業	103
オ	スポーツ振興事業	103
(8)	聴覚障害者情報提供施設事業	103

## 第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の福祉サービスは、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

平成25年4月より障害者自立支援法は、障害者の範囲の見直しを行う等の改正がされ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)が施行されましたが、障害者総合支援法では都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけており、都道府県は、国の基本指針※に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることとなっています。

これまで県では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、平成26年度を目標に、計画期間(3年間)の具体的な数値目標及び取組を定めた県障害福祉計画を策定しました。(平成18年度から平成20年度までの第1期愛知県障害福祉計画(以下「第1期計画」という。)、平成21年度から平成23年度までの第2期愛知県障害福祉計画(以下「第2期計画」という。)、平成24年度から平成26年度までの第3期愛知県障害福祉計画(以下「第3期計画」という。))を策定)

今回策定した第4期愛知県障害福祉計画(以下「第4期計画」という。)は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とし、第3期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、第4期計画における課題を整理し、それらを踏まえ、必要な見直しを行ったものです。

※国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)

最終改正 平成26年5月15日

(以下「国の基本指針」という。)

## 第2章 本県の現状

### 1 人口構成

平成26年4月1日現在の本県の人口は、742万7,518人で、平成17年と比べ17万2,814人増え、2.4%の増加となっています。

年齢3区分で見ると、0～64歳は年々減少しているのに対し、65歳以上は年々増加してきており、下記の表には記載していませんが、平成14年から、65歳以上の割合が0～14歳の割合よりも大きくなっています。

【人口構成の推移】

区分	7年	12年	17年	22年	26年
総人口	6,868,336人	7,043,300人	7,254,704人	7,410,719人	7,427,518人
0～14歳	(16.3%)	(15.4%)	(14.7%)	(14.5%)	(14.1%)
15～64歳	(71.6%)	(69.8%)	(67.6%)	(65.2%)	(62.5%)
65歳以上	(11.9%)	(14.5%)	(17.2%)	(20.3%)	(22.6%)

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しない。

※カッコ内は総人口に対する割合

※7年、12年、17年、22年は「国勢調査」、26年4月は「あいらの人口」

### 2 障害者の状況

#### (1) 身体障害者(手帳所持者)の状況

平成26年4月1日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は23万9,389人となっております。県人口の3.22%を占めています。

障害別では、肢体不自由が最も多く13万106人で、全体の54.3%を占めています。

平成18年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きく、19.3%増となつてい

ます。平成26年の等級別で見ると、1級、2級の比較的重い障害のある人の割合が全体の44.3%となっています。

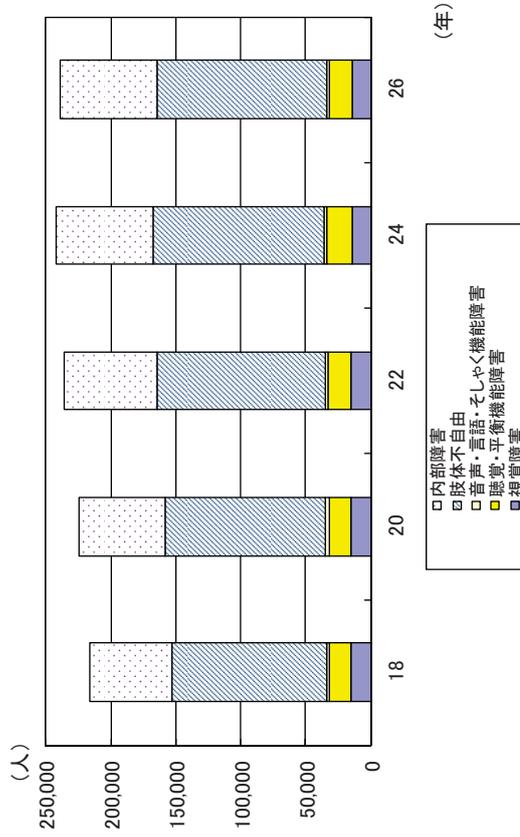
【身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）】

区分	18年	20年	22年	24年	26年
合計	216,258人	225,081人	235,617人	242,541人	239,389人
県人口に占める割合	2.98%	3.06%	3.18%	3.27%	3.22%
視覚障害	15,166人	15,176人	15,112人	14,722人	14,078人
聴覚・平衡機能障害	16,880人	17,180人	17,848人	18,900人	17,817人
音声・言語・そしゃく機能障害	2,381人	2,519人	2,616人	2,581人	2,430人
肢体不自由	118,988人	123,966人	128,961人	131,746人	130,106人
内部障害	62,843人	66,840人	71,080人	74,592人	74,958人
18歳以上の者	211,118人	219,869人	230,381人	237,450人	234,330人
18歳未満の児童	5,140人	5,212人	5,236人	5,091人	5,059人

※2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上

【等級別身体障害者手帳所持者数（平成26年4月1日現在）】

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
級別	68,373人	37,761人	55,725人	53,083人	13,584人	10,863人	239,389人
所持者数							
全体に占める割合	28.6%	15.8%	23.3%	22.2%	5.7%	4.5%	100%



(2) 知的障害者（手帳所持者）の状況

平成26年4月1日現在の本県の療育（愛護）手帳所持者は4万7,184人となっており、県人口の0.64%を占めています。

重度判定を受けている人は1万9,376人で、全体の41.1%となっています。

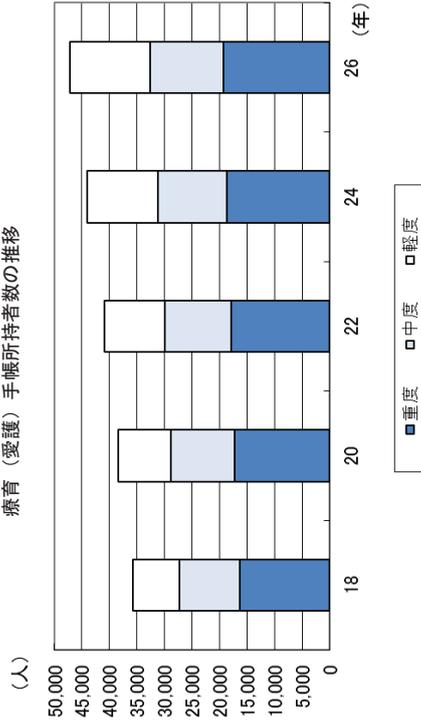
手帳所持者は年率3～4%程度伸びており、平成18年度との比較では32.3%の増となっています。

【療育（愛護）手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

区分	18年	20年	22年	24年	26年
合計	35,672人	38,466人	40,960人	44,079人	47,184人
県人口に占める割合	0.49%	0.52%	0.55%	0.59%	0.64%
判定別					
重度（知能指数35以下）	16,364人	17,207人	17,937人	18,748人	19,376人
中度（知能指数50以下）	10,916人	11,628人	11,994人	12,624人	13,246人
軽度（知能指数75以下）	8,392人	9,631人	11,029人	12,807人	14,562人
年齢別					
18歳以上の者	24,941人	26,365人	28,076人	30,332人	32,592人
18歳未満の児童	10,731人	12,101人	12,884人	13,747人	14,592人

※療育手帳（愛知県が発行）、愛護手帳（名古屋市が発行）

療育（愛護）手帳所持者の推移



(3) 精神障害者の状況

ア 手帳所持者

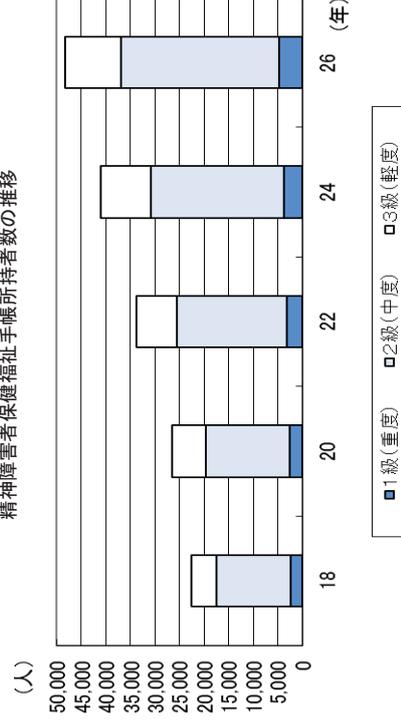
平成26年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者は4万8,341人となっており、県人口の0.65%を占めています。

手帳所持者の伸び率は毎年少しずつ下がっていますが、依然、年率7%程度の大きな伸びを示し、平成18年との比較では、約2.1倍となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】

区分	18年	20年	22年	24年	26年
合計	22,710人	26,629人	33,857人	41,133人	48,341人
県人口に占める割合	0.31%	0.36%	0.46%	0.55%	0.65%
程度別					
1級（重度）	2,369人	2,643人	3,200人	3,845人	4,731人
2級（中度）	15,139人	17,125人	22,364人	27,044人	32,153人
3級（軽度）	5,202人	6,861人	8,293人	10,244人	11,457人

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



イ 公費負担医療の受給者数

平成 26 年 3 月末現在の本県の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は 8 万 5,458 人となっており、県人口の 1.15%を占めています。

受給者数は、平成 20 年との比較で平成 26 年は約 1.5 倍となり、県人口のほぼ 1%となつています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年 3 月末現在）】

区 分	20 年	22 年	24 年	26 年
合 計	57,735 人	65,448 人	76,571 人	85,458 人
県人口に占める割合	0.78%	0.88%	1.03%	1.15%

※県人口に占める割合は、各年 4 月 1 日現在人口に占める割合

(4) 発達障害・難病のある人の状況

現在、我が国や本県には、発達障害のある人や、難病のある人の数の人口に占める比率についての公的な数値はありません。

発達障害のある人は、その障害の状態により、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、療育（愛護）手帳を所持している場合、どちらの手帳も所持していない場合があります。

また難病のある人においては、身体障害者手帳を所持している場合があります。

3 サービスの利用状況

(1) 県全体の在宅サービス利用状況

【訪問系サービス】

区 分	24 年度	25 年度
実績（時間数/月）	360,907	395,811
対前年比	109.0%	109.7%

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービス量の合計

【短期入所】

区 分	24 年度	25 年度
実績（人日/月）	13,722	15,051
対前年比	111.9%	109.7%

(2) 在宅サービスの利用状況（障害保健福祉圏域別）

【圏域別手帳所持者数（平成 26 年 4 月 1 日現在）】

圏 域	人 口		身体障害者手帳所持者数		療育（愛護）手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,427,518	—	239,389	—	47,184	—	48,341	—
名 古 屋	2,268,217	30.5	78,399	32.7	15,002	31.8	18,588	38.5
海 部	329,283	4.4	10,564	4.4	1,967	4.2	2,029	4.2
尾 張 中 部	164,293	2.2	4,874	2.0	903	1.9	985	2.0
尾 張 東 部	468,570	6.3	13,045	5.4	2,331	4.9	2,947	5.3
尾 張 西 部	515,497	6.9	17,573	7.3	3,459	7.3	3,050	6.3
尾 張 北 部	730,639	9.8	23,206	9.7	4,670	9.9	4,241	8.8
知 多 半 島	620,440	8.4	19,233	8.0	3,942	8.4	3,586	7.5
西 三 河 北 部	480,869	6.5	14,412	6.0	3,052	6.5	2,399	5.0
西 三 河 南 部 東	414,668	5.6	12,618	5.3	2,600	5.5	2,811	5.8
西 三 河 南 部 西	680,433	9.2	19,887	8.3	4,151	8.8	3,596	7.5
東 三 河 北 部	57,434	0.8	2,664	1.1	448	0.9	341	0.7
東 三 河 南 部	697,175	9.4	22,914	9.6	4,659	9.9	4,168	8.6

※人員の単位は人、構成比の単位は%

【サービスの利用状況 平成25年度実績（平成26年3月利用分）】

圏域	訪問サービス		短期入所	
	延利用時間数	構成比	延利用日数	構成比
県全体	395,811	—	15,051	—
名古屋	280,592	70.9	5,087	33.8
海部	5,399	1.4	801	5.3
尾張中部	4,197	1.1	400	2.7
尾張東部	10,336	2.6	659	4.4
尾張西部	13,409	3.4	1,374	9.1
尾張北部	17,129	4.3	1,111	7.4
知多半島	16,540	4.2	931	6.2
西三河北部	8,364	2.1	1,069	7.1
西三河南部東	7,297	1.8	686	4.5
西三河南部西	13,893	3.5	1,033	6.9
東三河北部	1,091	0.3	211	1.4
東三河南部	17,564	4.4	1,689	11.2

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(3) 居住サービス状況（障害保健福祉圏域別）

(平成26年4月1日現在)

圏域	グループホーム		施設入所支援		福祉ホーム	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
県全体	286	3,481	69	4,218	17	275
名古屋	97	1,357	14	672	9	141
海部	12	166	3	200	1	5
尾張中部	1	4	1	50		
尾張東部	15	193	3	165	1	10
尾張西部	19	206	5	285	1	5
尾張北部	22	260	10	702		
知多半島	38	386	5	360	1	5
西三河北部	11	153	5	349	2	40
西三河南部東	8	78	4	270		
西三河南部西	20	242	5	232		
東三河北部	4	46	3	160		
東三河南部	39	390	11	773	2	69

(4) 通所サービスの状況（障害保健福祉圏域別）

【日中活動系サービス（平成26年4月1日現在）】

圏域	生活介護		自立訓練(機能)		自立訓練(生活)		就労移行支援		就労継続支援(A型)		就労継続支援(B型)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
県全体	392	12,243	1	40	22	253	114	1,532	170	3,363	327	6,258
名古屋	126	3,440	1	40	12	151	41	651	76	1,468	94	1,796
海部	11	395					2	45	10	185	16	345
尾張中部	6	179					1	8	3	60	3	80
尾張東部	22	563			1	6	6	62	4	70	18	282
尾張西部	32	840			1	20	8	112	11	260	25	330
尾張北部	37	1,450			2	26	6	93	18	350	29	664
知多半島	37	1,126			2	12	8	87	9	148	36	697
西三河北部	23	885					8	78	7	145	16	348
西三河南部東	20	566			1	20	5	72	7	160	25	499
西三河南部西	32	1,000			1	6	12	150	16	284	29	519
東三河北部	4	172					2	12	1	20	3	44
東三河南部	42	1,627			2	12	15	162	8	213	33	654

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する  
 かけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、  
 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会」、すなわち、県が県障害者計  
 画と位置づける「あいち健康福祉ビジョン」に記載のある「障害のある人が安心して  
 暮らせる地域社会」の実現を基本理念とし、障害のある人が、多様な福祉サービスを  
 積極的に活用しながら自立した生活を営み、様々な形で社会参加や自己実現を図るに  
 当たっての支援等をまとめたものです。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つ  
 の考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域  
 において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みでいきます。

なお、体制の整備に当たっては、どこに暮らしを築いても必要な支援を受けられる  
 よう、地域間の格差の是正を目指していきます。

1 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で生活していくことができるよう、県内のどこにおいても必要な  
 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括  
 支援）が利用できるようにします。

2 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障害のある人一人ひとりのニーズに応  
 じ、どこの地域でも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労  
 継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）が利用できるようにします。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）について、既存  
 の戸建て住宅の活用や公営住宅等の活用を図る「グループホーム整備促進支援制度」

により推進していくとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等を活用することにより一般就労できるよう、就労支援策の充実を図っていきます。

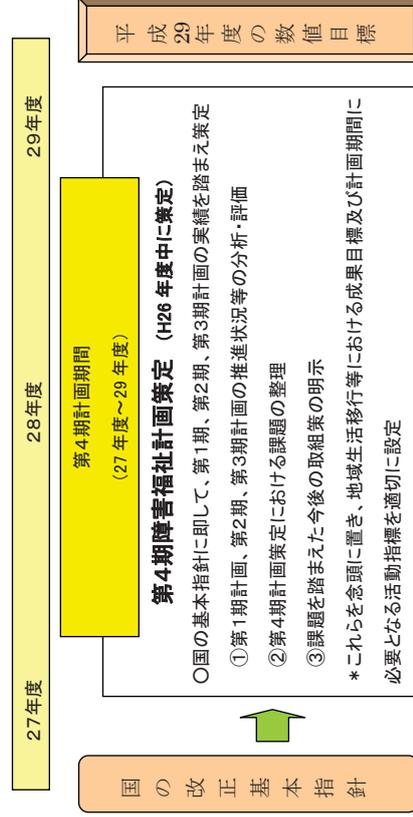
また、就職率が39.6%となっている特別支援学校高等部卒業生の一般就労も促進していきます。

#### 5 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材の育成とともに、市町村（基幹相談支援センター）、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などを構成員とする協議会を核とした相談支援体制の充実など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

### 3 計画期間

第4期計画は平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とします。（第1期計画：平成18～20年度、第2期計画：平成21～23年度、第3期計画：平成24～26年度）



### 4 市町村との連携

障害のある人の生活支援を進めるためには、まず、支援の実施主体である市町村がしっかりと課題やニーズを把握し、策定した市町村計画に基づき取組を進めていくことが必要となります。

このため、県としては、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行います。

県計画の実施に当たっては、地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの提供などについて、市町村との密接な連携を一層図りつつ、広域的・専門的な観点から支援を行います。

また、市町村が行う障害のある人の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行います。

さらに、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、市町村と協働して障害保健福祉圏域単位での課題を整理し、平成29年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにするとともに、圏域単位ごとに必要となる事業所数（訪問系サービスを除く。）を年次ごとに見込んだ「障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）」に沿って、適切かつ着実な整備を推進していきます。（第5章の7）

### 5 区域の設定

障害者総合支援法では、県の障害福祉計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込みを区域ごとに定めることとされています。

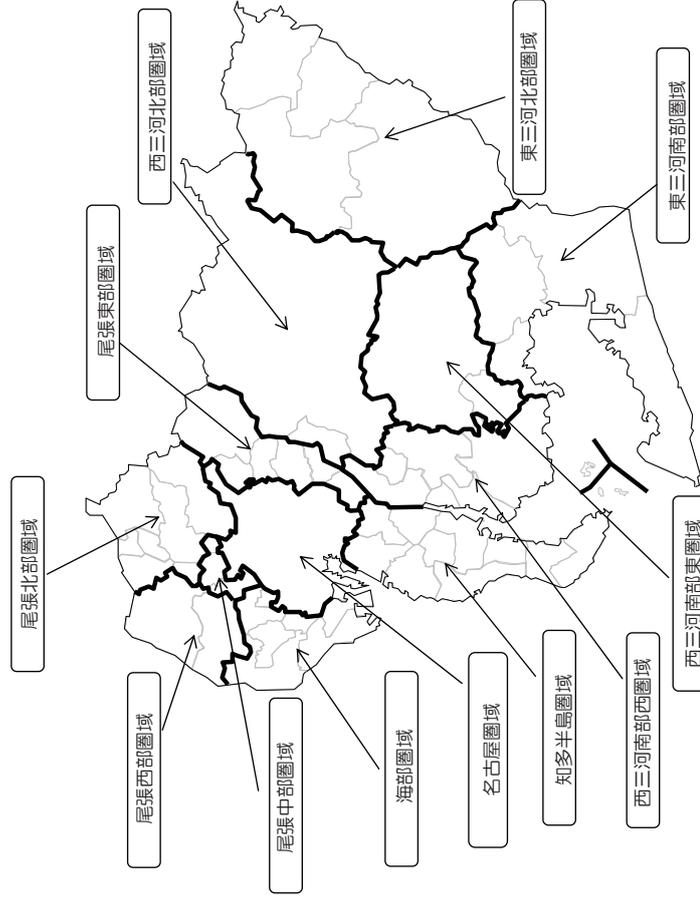
障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

そのため、県では、障害者施策の広域的な実施区域として、1・2の障害保健福祉圏域を設定しており、本計画においても、この障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を基本とします。

**障害保健福祉圏域**

(平成27年4月1日現在)



圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

## 第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくためには、福祉施設入所者の地域生活への移行や福祉施設からの一般就労への移行など、個別具体的な成果目標の設定とその達成状況の把握を適切に行う必要があります。

本計画では、平成29年度を目標として、具体的な成果目標を次のとおり設定します。なお、国の改正基本指針では、第3期計画で示した目標設定の考え方を一部変更したため、県もこれに即して第4期計画においては下記のとおりに成果目標を設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人がそれぞれのニーズに合わせて、地域で自立した生活をするため、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めていきます。

なお、ここでのいう地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指します。

また、その対象となる施設は、障害者支援施設とします。

#### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

平成24年度及び平成25年度に地域生活へ移行した人は、それぞれ20施設45人、14施設37人であり、平成20年度をピークに減少傾向にあります。

地域生活移行者数は、目標を下回っています。これは、第1期、第2期計画を通じて、グループホーム・ケアホーム（ケアホームは平成26年4月からグループホームに一元化された。）の整備を始めとする地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な方はすでに移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化や、障害の重度化が進んだ方が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高いためと推測されます。

一方、平成24年6月に公布された障害者総合支援法〔平成25年4月（一部平成26年4月）施行〕では、障害のある人に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者の養成や派遣を行う事業並びに後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修などが地域生活支援事業として追加されるなど、地域生活移行・地域定着支援を行うための制度づくりが進められています。

これらの状況から、第4期計画では、特にグループホームや、短期入所（ショートステイ）の量的拡充、障害の重い人の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実、地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が急がれます。

#### 【地域生活への移行状況】

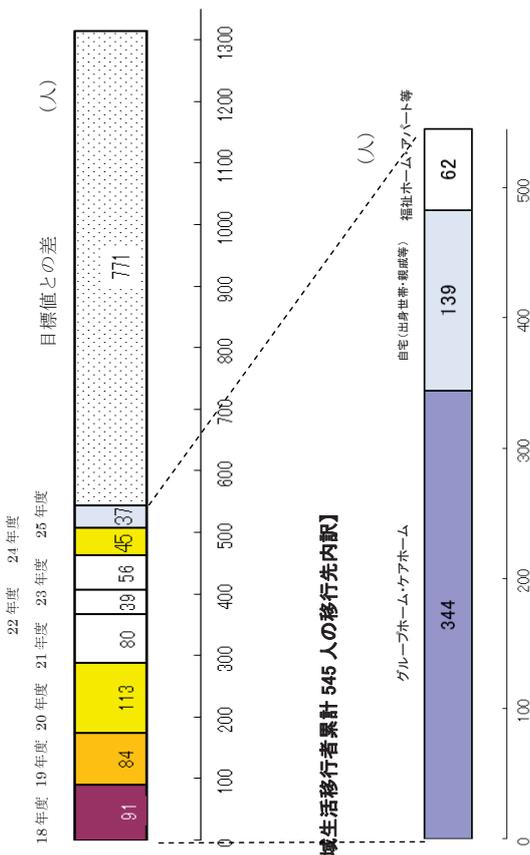
区分	施設数	地域生活移行状況	
		24年度	25年度
障害者支援施設	69	施設数 20 人数 45人	施設数 14 人数 37人
施設定員数	4,218人		

※ 施設数及び施設定員数は平成26年4月1日現在

#### 【平成26年度の地域生活移行に係る目標値に対する達成状況】

← 平成25年度までの地域生活移行に係る実績数 545人 →

← 地域生活移行に係る実績数 545人 →



(2) 目標値の設定

平成 29 年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数に関する具体的な成果目標を次のとおり設定し、地域生活を希望する施設入所者の計画的な移行を進めていきます。

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とするとされています。

なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされています。

県は第3期計画で、国の基本指針に即し地域生活移行者数の目標値を 30%とし、施設入所者数の削減目標値は10%としました。

第4期計画では、引き続き国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。なお、児童福祉法の改正により、障害児入所施設に入所していた18歳以上の入所者について、経過措置として障害者総合支援法に基づき障害者支援施設等としての指定を受けて引き続き入所している入所者数を除いて設定します。

平成 25 年度末現在の施設入所者数(A)	3,962 人
平成 29 年度末における施設入所者数(B)	3,804 人
削減数(A-B)	158 人 ( 4.0%)
地域生活移行者数	1,137 人 (28.7%)
	12%+16.7% (未達成率)

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している人が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うとともに、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援や、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備が必要です。また、地域で生活していくために、地域住民の障害や障害のある人に対する理解や、地域の相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。

具体的には、住まいの場となるグループホームの整備の推進、人材の確保、利用者の金銭的負担を軽減するための支援、障害の重い人の見守りを含めた訪問系サ-

ビス等の利用支援など、地域生活移行の推進が必要です。さらに、地域住民の理解を促進するための講演会等の開催、ショートステイ等の緊急時に対応できる体制の整備、定期的な障害福祉サービス利用の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実が求められます。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を実施することが重要です。そのため、一人ひとりの状態・意向に合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（専門コース別研修、現任者研修）を実施するなど質の向上に努め、地域生活移行に向けた施設の取組を支援していきます。

障害者入所施設の報酬については、定員数区分により、段階ごとに報酬単価に違いがあり、40 人以下の定員数の少ない施設の報酬単価が最も高く設定されていることについて、周知を図り、今後の施設の収支・人員体制等、運営についての検討を進める支援を行います。

○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、グループホームを拡充する必要があります。

このため、グループホームを整備する場合の経費助成や県有地の貸付けを行うとともに、運営費用の助成を引き続き行います。

さらに、グループホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）の経済的負担を軽減するため、1万円を上限として家賃助成を行います。

また、公営住宅等や既存の戸建て住宅を活用したグループホームの整備促進を推進していくとともに、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

あわせて、グループホームの開設から運営までをサポートする促進支援制度を推進していきます。

一般住宅へ入居する人への支援としては、市町村事業である住居入居支援等事業（居住サポート事業）や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

○ 日中活動の場の確保

NPO法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充に努めます。また、ショートステイについては、単独設置のみならず、他のサービスとの併用設置や、入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態での量的な整備を促進します。さらに、医療機関の協力を得て医療的ケアを提供できる事業者や、精神障害を含む各種の障害に対応できる事業者等、質的な拡充も働きかけていきます。

○ 重症心身障害児・者の支援

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受入体制の強化に対し助成を行います。

また、平成24年4月から、一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件下に喀痰吸引や経管栄養の医行為を実施できることになり、登録喀痰吸引等事業者において医療的ケアが行われることになりました。

県では、こうした登録喀痰吸引等事業者の整備を促進していきます。

平成26年4月1日より、重度訪問介護の対象者に、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する、知的障害、精神障害のある人が拡大されたところであり、重度訪問介護について、支援を推進します。

○ 地域における理解の促進

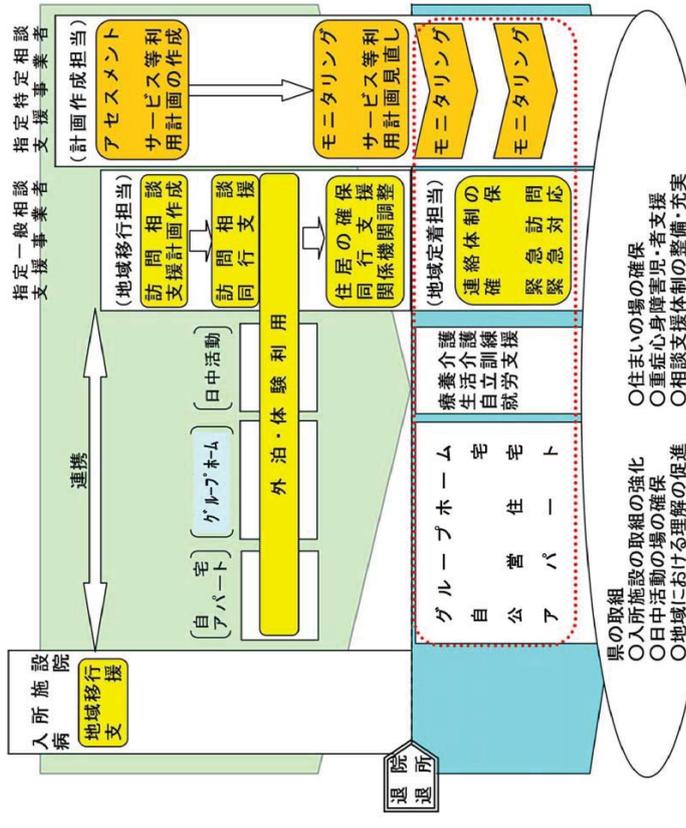
地域で暮らす障害のある人に対する地域住民の理解を促進するため、NPOとの協働による講演会の開催などの啓発活動を実施します。

○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等からなる協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

県では、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援に関するアドバイザ一を設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うなど相談支援体制の充実を図っていきます。

また、市町村が行う相談支援においてピアカウンセリングやピアサポートが円滑に実施されるよう支援していきます。



※入院患者はモニタリング対象ではないため精神科病院からの依頼を受けて地域移行支援につなげる。

(5) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数とは、障害者支援施設の入所者数を合算したもので、施設入所者の地域生活への移行数や施設入所者数の削減等を勘案しています。

平成26年4月1日現在における入所定員総数は、施設入所支援69施設4,218人となっています。

平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減することを基本とする国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

【必要入所定員総数】

区分	必要入所定員総数			
	26年4月1日現在	27年度	28年度	29年度
総数	4,218	4,162	4,106	4,049

(単位：人)

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成26年3月に精神障害者の医療の提供を確保するための指針（良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針〔厚生労働省告示第65号平成26年3月7日〕）を示し、入院中の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向けて、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めました。県においてもこの指針を受けて、入院中の精神障害のある人の地域生活移行を積極的に進めてまいります。

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

国の基本指針を踏まえ、第1期、第2期計画では、全ての社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人の退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について目標値を定めました。しかしながら、厚生労働省は、「退院可能精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとして、第3期計画においては、「1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を76%にすることを新たな指標として示したことから、本県では、国の指標と同一の目標値を定めました。

県では、入院している精神障害者がより早期の退院、地域生活移行を促進させるために、地域生活移行に関する専門家の養成研修や関係者の理解促進のための研修の実施、心のバリアフリー推進事業、こころの健康フェスティバルによる啓発活動等により、精神障害のある人の地域生活移行の促進等の取組を進めてまいりました。

平成25年度調査の平均退院率は、前年度を上回り75.5%となっており、過去数年と比較しますと全国平均を上回っており、おおむね目標値を達成しています。

今後、より一層こうした人の地域生活移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【1年未満の入院者の平均退院率（各年6月末現在）】

区分	22年	23年	24年	25年
平均退院率	74.7%	75.9%	73.7%	75.5%

※厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）から算出

第4期計画では、これらの国の基本指針を踏まえ、平成29年度末における精神障害者の地域移行に関する具体的な数値目標を次のとおり設定し、入院中の精神障害のある人の地域生活への計画的な移行を進めていきます。

目 標 値	① 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率	64%
	② 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率	91%
	③ 平成29年6月末時点における長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率	18%

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

目標を達成するに当たっては、退院に対する入院者の意識を高めることや家族の理解及び協力を得ること、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるように支援するシステムづくりが必要です。

精神障害者の地域移行を着実に進めるためには、新しい長期入院患者であるいわゆる「ニューロングステイ」の予防と長期入院の解消の両面が求められます。

具体的には、医療と福祉双方の関係者の連携推進や、地域生活移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場、中活動の場、デイ・ケア、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくことや、入院中から、地域生活移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後住居の確保の支援や退院後の生活に関わる機関との連絡調整等が考えられます。

また、地域で精神障害のある人が生活していくためには、日中活動の場や訪問系サービスの、ショートステイ等の精神障害のある人を対象とするサービス事業者や人材の確保とともに、地域住民及び障害福祉サービス事業者の理解や協力が不可欠です。

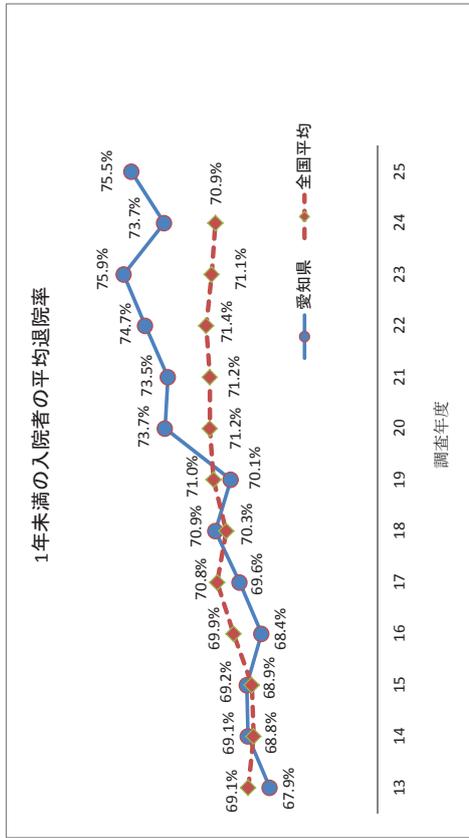
### (4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

#### ○ 地域生活移行に向けた支援

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、保健所のスタッフが医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、指定相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら地域生活移行に向けた支援や継続的な相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるように支援していきます。

また、ニューロングステイの予防のため、医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会の開催を進めていきます。



### (2) 目標値の設定

本県では、国の基本指針に即し、第3期計画では、1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を76%としました。

国は、精神保健福祉法に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、従前の成果目標に換えて、入院後3か月経過時点の退院率の上昇及び入院後1年経過時点の退院率の上昇並びに在院期間1年以上の長期在院者数の減少を新たな目標としました。

これらの3つの目標値の具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 入院後3か月経過時点の退院率（目標値64%以上）  
新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期（入院から3か月未満）の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保する。
- ② 入院後1年経過時点の退院率の上昇（目標値91%以上）  
在院期間の長期化にともない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保する。
- ③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少（目標値18%以上）  
在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保する。

○ 住まいの場の確保

住まいの場の確保では、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要ですが、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。なお、グループホームの整備等については、「第4章 1(4) ○住まいの場の確保」に記述があります。また、運営費用の助成等を行います。

○ 日中活動の場の確保

創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、デイ・ケア施設等の整備や、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人も対象とするよう一層働きかけしていきます。

○ 地域定着のための支援

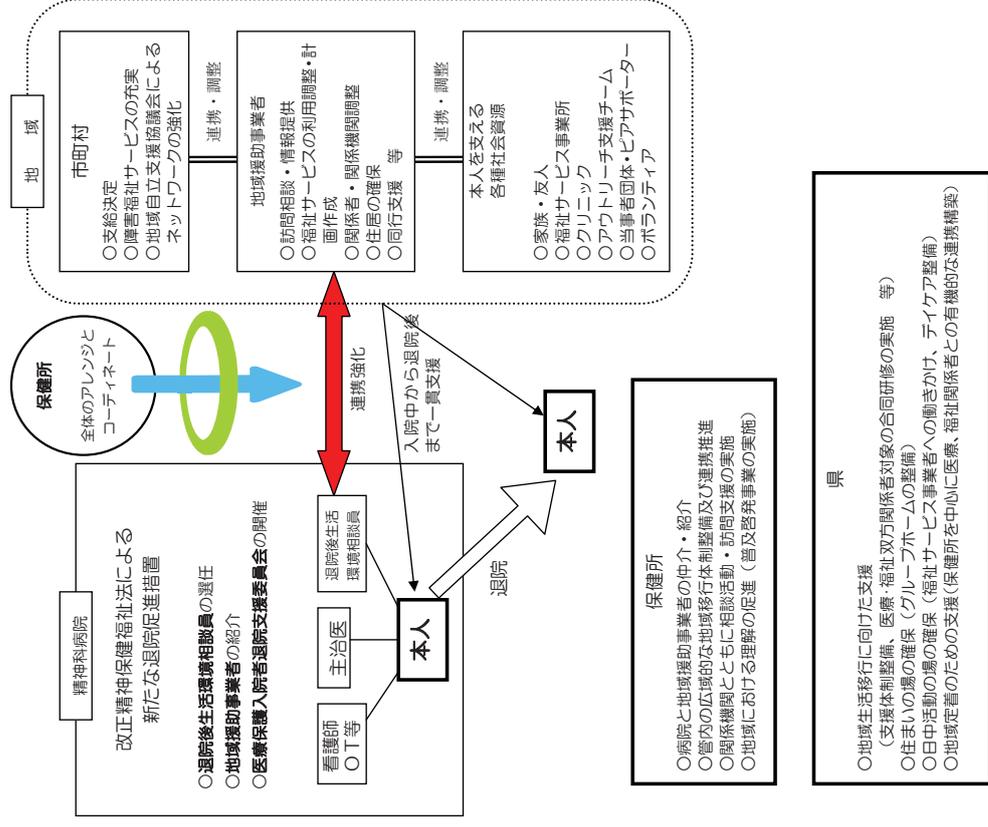
地域生活移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、受療が必要であるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定な者に対して適切な支援を行うことが重要となります。

地域で生活し必要な医療のアクセスを確保するために、保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指していきます。

○ 地域における理解の促進

市町村や関係団体とともに、こころの健康フェスティバルを開催し、地域における精神障害についての理解に努めてきましたが、いまだ十分とは言えない状況であることから、引き続き精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解を深めるよう、努めていきます。

「地域・福祉」と「医療」の連携強化による地域移行促進及び県の取組の概念図



### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### (1) 目標値の設定

国の基本指針では、グループホーム等の居住支援機能とコーディネートやショートステイといった地域支援機能を持った地域生活支援拠点を市町村又は各障害保健福祉圏域に平成 29 年度末までに少なくとも 1 つ整備することを基本とするとされています。

なお、拠点を設けず地域において機能を分担する「面的整備型」も考えられるとされています。

第 4 期計画では国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

目標値	市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点を 1 つ整備する。
-----	---------------------------------------

#### (2) 本計画期間の取組

地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、相談機能、地域支援機能、在宅医療等との連携などの機能をどのように整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進め整備する必要があるとあり、各自治体の取組を支援していきます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成 18 年 4 月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、さらに平成 21 年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われ、障害のある人への就労支援策の拡充が図られました。

なお、平成 25 年 4 月 1 日からは、障害者の法定雇用率が引き上げられるとともに(例えば民間企業は 1.8%から 2.0%に引き上げ)、障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上となりました。

また、平成 25 年 4 月には「障害者優先調達法」が施行され、物品等の調達方針の作成や実績の公表等が定められました。

さらに、平成 30 年度からは、法定雇用率の算定基礎に精神障害を加えることとされています。

県は、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の工賃水準を改善し、地域で自立した生活が送れるよう、福祉施設利用者の就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の各事業

※「一般就労に移行した者」とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者を行い、就労継続支援(A型)、利用者になつた者を除く

#### (1) 第 1 期及び第 2 期及び第 3 期計画の評価

本県において、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、19 年度 169 人、20 年度 165 人、21 年度 161 人、22 年度 308 人、23 年度 425 人、24 年度 589 人、25 年度 715 人と増えています。

特別支援学校高等部卒業生の進路動向を見ると、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

【特別支援学校高等部卒業生の状況(平成 25 年 5 月 1 日現在)】(単位：%)

区分	愛知県	全国
福祉施設等の利用割合	55.6	67.6
就職割合	39.6	27.7

一方、受入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成25年6月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.68%と40.6%で、ともに全国平均を下回っています。

【民間企業における障害者の実雇用率（平成25年6月1日現在）】

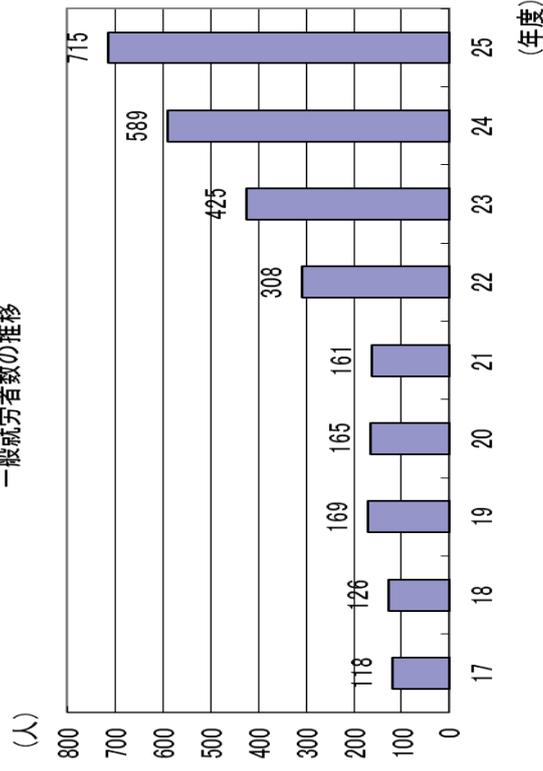
区分	愛知県	全国
実雇用率 (%)	1.68	1.76
法定雇用率達成企業 (%)	40.6	42.7

引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

【福祉施設（障害福祉サービス）からの一般就労移行者の状況（平成25年度）】

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
		A型	B型		機能訓練	生活訓練	
施設数	79	64	59	2	1	7	212
就労者数	468人	122人	106人	3人	1人	15人	715

一般就労者数の推移



(2) 目標値の設定

国の基本指針では、平成29年度における、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とされています。

第1期計画では、平成17年度の本県における福祉施設から一般就労への移行状況は、全国平均とほぼ同水準にあったことから、国の基本指針同様、平成17年度実績（118人）の4倍に相当する480人を平成23年度における年間一般就労移行者数の目標値としました。

第2期、第3期計画でも、同数を目標値として達成に向けて一般就労への移行を

推進したところ、平成 25 年度には民間企業における障害者の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられたこと、及び障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が従業員 56 人以上の事業主から従業員 50 人以上の事業主に変わったこともあり、過去最高の就労者数（715 人）となりました。

第 4 期計画では、国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

【福祉施設利用者の年間一般就労移行者数】

平成 24 年度一般就労移行者数	589 人
目標値	平成 29 年度における年間一般就労移行者数 (24 年度実績比 2 倍)
	1,178 人

また、国の基本指針では、福祉施設における就労支援を強化する観点から平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することを目指すとされています。

これに相当する県の数値は、平成 29 年度末の福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数は 2,374 人となります。

【福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数】

平成 25 年度末就労移行支援事業利用者数	1,484 人
目標値	平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数 (25 年度末から 6 割増)
	2,374 人

さらに、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上を達成する事業所が全体の 5 割以上を占めることを目指すとされています。

目標値	平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所	全体の 5 割以上
-----	--	-----------

### (3) 目標達成のために必要と考えられる施策

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、まず、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援を促進する必要があります。さらに、就労移行支援に取り組み事業者の育成と量的確保が必要です。

また、労働分野の施策の強化も重要です。具体的には、職業能力の開発のための訓

練の場の充実や、事業主等への障害のある人の雇用に関する啓発が必要とされます。一方で、一般就労へ移行することが困難な人の働く場の確保も必要です。特に、福祉施設における工賃の向上施策を推進する必要があります。

一般就労への移行の促進には、労働関係機関の現行の様々な就労支援策が積極的に活用されるよう、県や国の労働局などの関係機関が一層連携を強化することが求められます。

### (4) 本計画期間の取組

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援  
福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場探し、職場定着支援などの取組を促進していきます。
- 就労移行支援事業者の確保  
特に一般就労への移行支援については、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成（一般就労に結びつける能力の強化）と量的確保を図ります。また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に向向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。
- サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、サービスの質の確保や責任者の養成にも努めます。
- 職業能力開発支援  
県の障害者職業能力開発施設において障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO 法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

- 企業等に対する働きかけ・支援  
障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進します。
- 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等  
障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

また、近年の厳しい経済環境の影響もあって十分な成果はまだ出ていませんが、工賃向上施策の推進、障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規程により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注の促進を進め、福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上を図るとともに、技術を高めるなどの一般就労へつながる取組も引き続き推進していきます。

障害のある人の就労については全国的にも福祉施設利用者の工賃水準が低いと認め、官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要があります。このため販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルティング等の派遣及び福祉施設等の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進し、障害のある人の地域での経済的な自立を図っていきます。

**【障害者就労施設等からの物品等の調達実績（愛知県）】**

年 度	件 数	金 額（千円）
平成 24 年度	66 件	3,693
平成 25 年度	88 件	4,586

**【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】**

年 度	件 数	金 額（千円）
平成 23 年度	318 件	44,554
平成 24 年度	275 件	24,366
平成 25 年度	314 件	25,202

**【福祉施設の平均月額工賃の状況（平成 25 年度）】 平均工賃額：33,941 円**

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
平均（円）	71,252	15,318

※平成 26 年 5 月に行った平成 25 年度工賃月額調査で回答のあった 498 施設の状況

**【生産活動の主な内容】**

自主事業	縫製品、陶芸品、菓子類、農作物、名刺・はがき等作成（牛乳パック等）、EMボカシ（肥料）、クリーニング、印刷、喫茶 等
受託事業	自動車部品等の組立て、製品の仕上げ（バリ取り）、箱の組立て、箱詰め、袋詰め、ラベル貼り、清掃 等 (民間企業以外に市町村リサイクル事業の下請を行う福祉施設もある。)

**○ 労働関係機関の就労支援策の活用**

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

**○ 関係機関との連携強化**

様々な就労支援策が活用されるように、就労移行支援事業者の確保・育成を図る健康福祉部と障害のある人の雇用を促す産業労働部の一層の連携を図りつつ、国の機関である愛知労働局や愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

県は、平成 29 年度における障害者雇用に関する数値目標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への計画的かつ着実な移行を進めていきます。

平成 29 年度の目標	目標値	平成 25 年度状況
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数 【就労移行支援事業】	810 人	468 人 65.4%
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数 【就労継続支援事業 A 型】	170 人	122 人 17.1%
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数 【就労継続支援事業 B 型】	174 人	106 人 14.8%
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	2,398 人	1,036 人 —
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち必要な者が受講することができる)	20 件	14 人 2.0%
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち必要な者が活用することができる)	100 人	50 人 7.0%
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができる)	154 人	57 人 8.0%
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 (福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける)	1,178 人	96 人 13.4%

※ 国の基本指針

※ 利用状況の割合は、25 年度一般就労移行者数 715 人に対する利用割合 (%)

【平成 25 年度の就労支援策利用状況】

公共職業安定所経由	476 人	66.6%
委託訓練事業受講者数	14 人	2.0%
トライアル雇用の開始者数	50 人	7.0%
ジョブコーチによる支援者数	57 人	8.0%
センター事業の支援対象者数	96 人	13.4%
一般就労移行者数	715 人	

〈参考数値〉

【委託訓練事業の受講者数】。

24 年度	25 年度
398	405

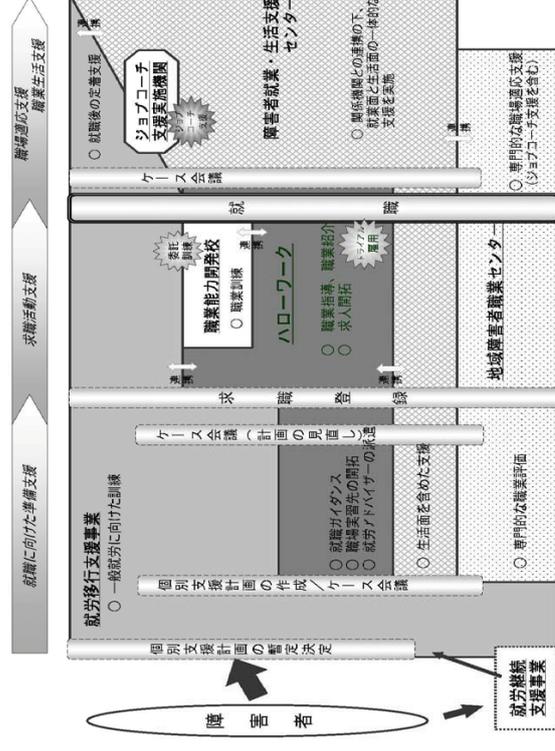
【障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数】

24 年度	25 年度
174	124

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数】

24 年度	25 年度
123	138

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



## 第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害のある人がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところ

です。

本章では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成27年度から平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援又は指定計画相談支援の実施に関する考え方や必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、平均してその提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、希望するサービスや事業者についての選択の幅が狭まることとなります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。さらに、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、精神障害、発達障害、視覚障害、聴覚障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。

### 1 訪問系サービス

#### (1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成24年度・25年度の利用状況は、県全体では見込量を上回っています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところも多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害者が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況】

年 度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①/②
24	360,907 時間/月	350,032 時間/月	103.1%
25	395,811 時間/月	384,666 時間/月	102.9%

#### (2) サービス見込量

サービス見込量は、現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害のある人の数の伸びや、入所施設、精神科病院から地域生活へ移行する人等新たに見込めるサービス利用者の数などを勘案し、算定しています。

【圏域別サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部東						
西三河南部西						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用時間の単位：時間/月

(3) サービスの確保策

- 訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の増加に伴い、量的・質的なニーズが高まること予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。
  - 精神障害のある人を対象とした居宅介護事業が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。
  - 重度の肢体不自由者の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業を実施することを目指し、働きかけていきます。
  - 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護事業への参入を働きかけていきます。
  - 居宅介護等事業者に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。

かけていきます。

- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護支援等事業者に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

2 日中活動系サービス

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所の8つに整理されています。

各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいてその提供体制に地域偏在が見られますが、平成25年度における自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型）を除いたサービスの利用実績は、見込量とほぼ同程度となっています。

なお、就労継続支援（A型）の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相対量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況（平成25年度）】

サービスの種類	利用実績等①	見込量（計画値）②	①/②
1 生活介護	265,782 人日/月	244,686 人日/月	108.6%
2 自立訓練（機能訓練）	880 人日/月	1,551 人日/月	56.7%
3 自立訓練（生活訓練）	5,302 人日/月	4,004 人日/月	132.4%
4 就労移行支援	33,198 人日/月	29,956 人日/月	110.8%
5 就労継続支援（A型）	71,522 人日/月	31,547 人日/月	226.7%
6 就労継続支援（B型）	136,004 人日/月	94,638 人日/月	143.7%
7 療養介護	451 人/月	454 人/月	99.3%
8 短期入所	15,051 人日/月	13,462 人日/月	111.8%

※ 1～6は利用定員から算出した月間の利用可能日数（定員×22日）

(2) サービス見込量

日中活動系サービスの見込量については、現在の利用者数を基礎として、近年の障害のある人の数の伸びや、特別支援学校高等部卒業生など、新たにサービス利用が見込まれる人などの数を勘案し、算定しています。

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上(50歳以上は2以上)の障害のある人が利用対象となります。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

※ 人日は、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

**エ 就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。  
福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、目標値を設定し、積極的な活用を推進していく必要があります。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部東						
西三河南部西						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

**オ 就労継続支援（A型）**

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。  
事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、目標値を設定し、積極的な活用を推進していく必要があります。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部東						
西三河南部西						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

**カ 就労継続支援（B型）**

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援（A型）と異なり、雇用契約は結びません。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部東						
西三河南部西						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

キ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

ク 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等を短期間、夜間も含め、施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【サービス見込量】

区分	27年度		28年度		29年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
県全体						
名古屋						
海部						
尾張中部						
尾張東部						
尾張西部						
尾張北部						
知多半島						
西三河北部						
西三河南部東						
西三河南部西						
東三河北部						
東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

(3) サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立して生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のサーブティナーネット機能となるショートステイについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 重症心身障害児・者が、身近な指定事業所でショートステイを利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し、支援していきます。

3 居住系サービス

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

生活の場を提供する居住系サービスは、共同生活援助(グループホーム)及び施設入所支援に整理されます。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割の他、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

さらに、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

【居住系サービスの平成25年度の状況】

サービスの種類	利用定員①	見込量(計画値)②	①/②
共同生活援助及び共同生活介護	3,461人/月	3,242人/月	106.8%
施設入所支援	4,218人/月	4,235人/月	99.6%

(2) サービス見込量

ア 共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日にも共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものと、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他行うサービス、旧来、共同生活介護(ケアホーム)と呼ばれていたものが、平成26年4月1日から、共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

サービス見込量については、現在の利用者数を基礎として、地域における整備状況や近年の障害のある人の数の伸びに、入所施設、精神科病院から地域生活へ移行する人、自宅等から地域で自立して生活することを望む人など新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案し、算定しています。

【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

イ 施設入所支援

障害福祉施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分4以上の(50歳以上の場合は区分3以上)、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

サービス見込量については、現在の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活移行数と削減数の数値目標や入所待機者数等を勘案し、算定しています。

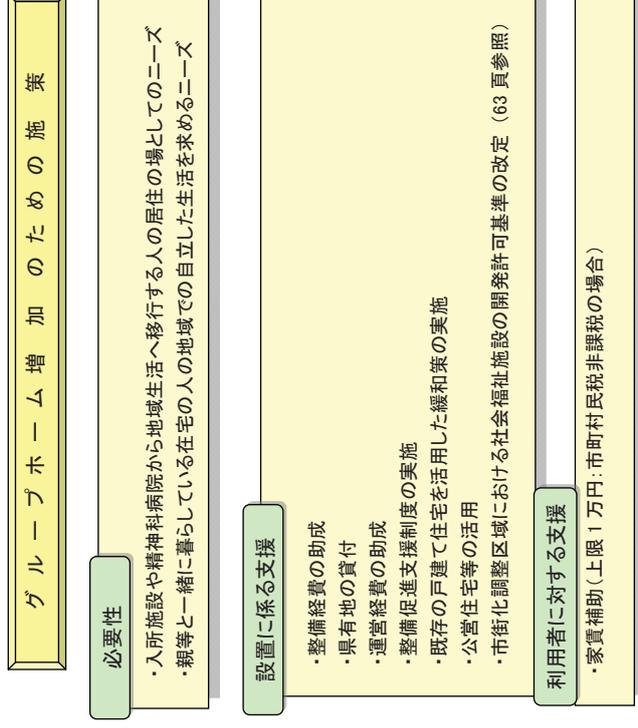
【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

(3 サービスの確保策

グループホームの具体的な確保策については、「第4章 1 (4) ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。



4 相談支援

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、本人や保護者が各種の相談を受けられることや、障害福祉サービス等に関する情報提供などが行われることが必要です。

サービスを利用する人全てが、適切にサービスが利用できるようにするためのサービス等利用計画の作成や、障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行う相談支援事業所は、サービス等利用計画の作成に要する時間や、近年は困難ケースの増加により解決のための時間が長期化し、必要ときに相談支援を行う十分な人的体制がとれない地域もあります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害者の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や

相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

さらに、精神障害のある人の相談窓口については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【相談支援(サービス利用計画作成)の利用状況】

年度	利用実績①	見込量(計画値)②	①/②
24	2,983 人/月	4,584 人/月	65.1%
25	4,678 人/月	6,062 人/月	77.2%

## (2) サービス見込量

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3区分ごとに算定しています。

### ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

サービス見込量については、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、全ての障害福祉サービスの利用者を計画相談支援の対象とすることとして、算定しています。

【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

### イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するサービスです。

サービス見込量については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、算定しています。

【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

### ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談その他の便宜を供与するサービスです。

サービス見込量については、地域における単身の障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して、算定しています。

【サービス見込量】

区分	27年度	28年度	29年度
県全体			
名古屋市			
海部			
尾張中部			
尾張東部			
尾張西部			
尾張北部			
知多半島			
西三河北部			
西三河南部東			
西三河南部西			
東三河北部			
東三河南部			

※ 単位：人/月

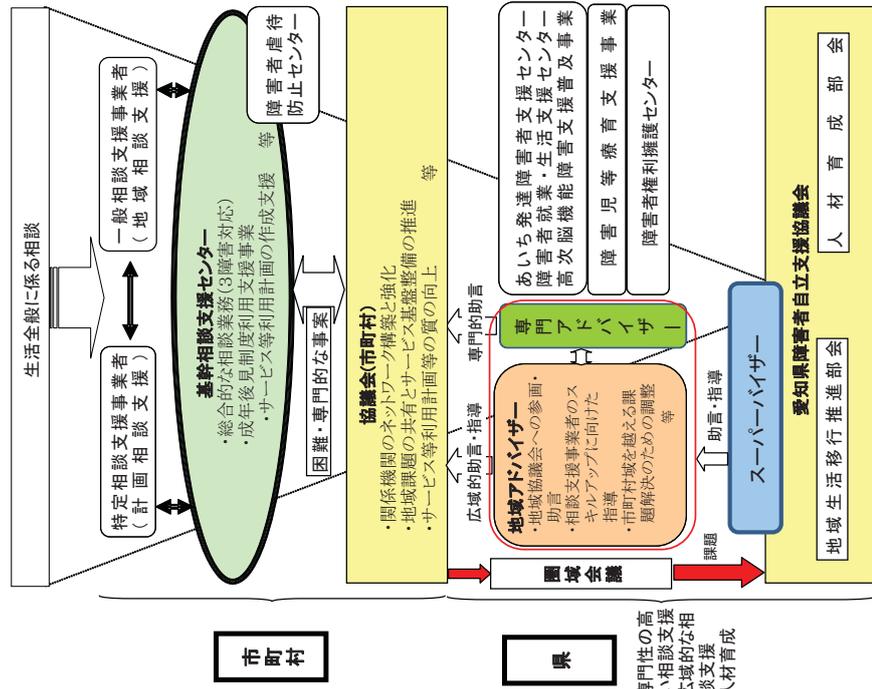
### (3) サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修事業を実施し、サービスを利用する全ての方にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能の他、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、さらに地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策の助言等を行います。

また、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が安心して暮らしているシステムづくりを支援していきます。



・専門性の高い相談支援  
・広域的な相談支援  
・人材育成

## 5 発達障害・難病の人のサービス利用

平成 22 年に改正された障害者自立支援法、平成 23 年に改正された障害者基本法では、発達障害が障害の中に含まれることが明示されました。また、平成 24 年度に改正され平成 25 年度から施行されている障害者総合支援法において、難病が対象に加えられました。発達障害のある人は福祉サービスの対象とされてきましたが、難病が対象に加えられたことも含め、発達障害のある人、難病のある人の福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要です。

## 6 障害児支援サービス

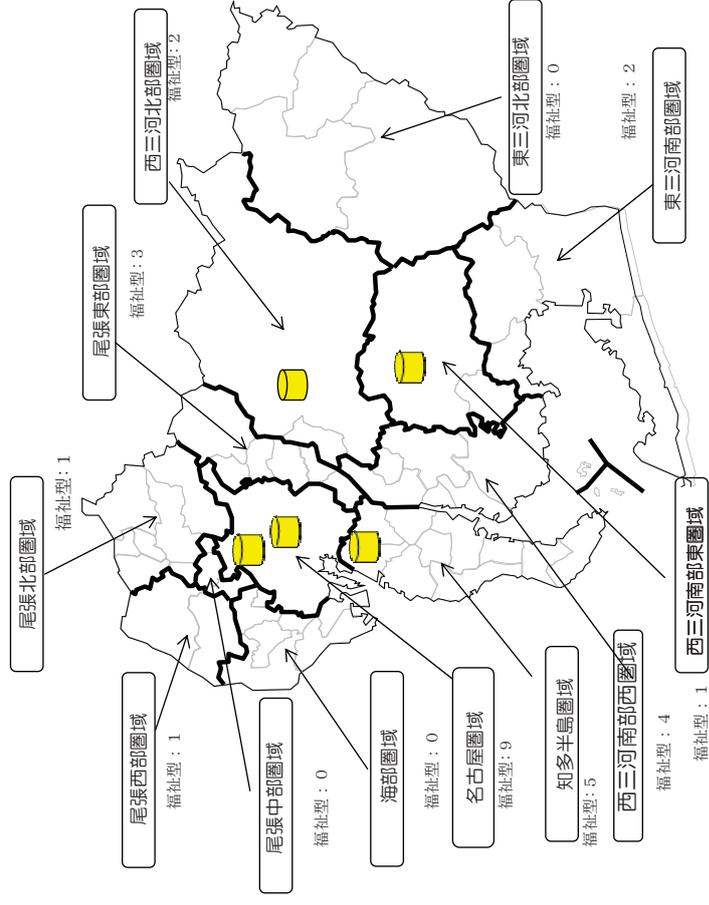
児童福祉法に規定される障害児にかかるサービスを提供する事業所については、適切に指定を行い、サービスの円滑な提供を図ります。

児童発達センターを地域における中核施設として位置づけ、教育委員会等教育関係機関、子育て支援担当部局等と連携して障害児支援に取り組めます。

### (1) サービス見込量

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援

のサービス見込量について、今後、各自治体に、照会して、見込む予定



【医療型児童発達支援センター】(平成 26 年 4 月 1 日)

愛知県青い鳥医療福祉センター	愛知県名古屋市区中小田井五丁目89番地	20
名古屋市中央療育センター(わかさ学園)	愛知県名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地	40
東海市立あすなろ学園	愛知県東海市加木屋町泡池3番地の2	40
豊田市こども発達センター-たんぼぼ	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	40
愛知県立心身障害児療育センター-第二青い鳥学園	愛知県岡崎市本宿町字柳沢5-1	20
		140

【福祉型児童発達支援センター】(平成26年6月1日)

発達センターちよだ	愛知県名古屋守山区小幡千代田24番17号	20
名古屋市中央療育センター(みどり学園)	愛知県名古屋市中区折戸4丁目16番地	30
名古屋市中央療育センター(すきのご学園)	愛知県名古屋市中区折戸4丁目16番地	30
名古屋市北部地域療育センター	愛知県名古屋市中区新福寺町2丁目6番地の5	40
さわらび園	愛知県名古屋市中区新池町1丁目18番地の2	40
名古屋市西部地域療育センター	愛知県名古屋市中区小本一丁目20番48号	40
南部地域療育センターそよ風	愛知県名古屋市中区三吉町6丁目17番地	40
発達センターあつた	愛知県名古屋市中区神宮四丁目9番12号	36
東部地域療育センターぼけっと	愛知県名古屋市中区堀洞通1丁目15番地	40
瀬戸市のそひ学園	愛知県瀬戸市原山町1番14	30
児童発達支援センター薬田RAKUDA	愛知県尾張旭市旭ヶ丘町旭ヶ丘5749番地1	20
日進市子ども発達支援センターすくすく園	愛知県日進市竹の山四丁目301番地	48
一宮市立いずみ学園	愛知県一宮市浅井町西浅井式軒家58番地	33
春日井子ども学園	愛知県春日井市熊野町3150番地	30
半田市児童発達支援センター半田市立つくし学園	愛知県半田市東洋町3-23	36
ちよがおか	愛知県常滑市千代ヶ丘二丁目15番地	30
カトリア学園	愛知県東海市荒屋町畑田48番地の7	30
大府市発達支援センターおひさま	愛知県大府市江端町六丁目19番地	30
知多市立やまもも園	愛知県知多市岡田字太郎折15番地の1	30
豊田市子ども発達センターひまわり	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	50
豊田市子ども発達センターなのはな若葉学園	愛知県豊田市西山町2丁目19番地	30
刈谷市立いげはら園	愛知県岡崎市次町字清水田7番地1	35
子ども発達支援センターひかりっこ	愛知県刈谷市下重原町3丁目32番地	30
安城市立アルピア学園	愛知県刈谷市小川町五丁目1番地3	20
西尾市立しほら学園	愛知県安城市和泉町向7番地	48
豊橋あゆみ学園	愛知県西尾市室町中屋敷95番地	48
豊橋市立高山学園	愛知県豊橋市高師町字北原1-104	32
	愛知県豊橋市多米町字野中152	30
		938

ア 医療型障害児入所支援(平成26年4月1日) <指定医療機関:国立2施設含む>

申請者	事業所	サービス種類	定員	対象者
愛知県	愛知県青い鳥医療福祉センター	医療型障害児入所支援	170	肢体不自由(60) 重心(120)
愛知県	愛知県心身障害者コロニーこはと学園	医療型障害児入所支援	180	重心
社会福祉法人 愛知県厚生事業団	愛知県立心身障害児療育センター 一 第二青い鳥学園	医療型障害児入所支援	120	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構東名古屋病院	指定医療機関	50	重心
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構豊橋センター	指定医療機関	40	重心
合計			560	

平成27年度 コロニーこはと学園 120人 療育医療総合センター(仮称)再編  
平成27年度 第二青い鳥学園 140人(重心90 肢体不自由50) 移転

区分	当月初日 現員数	重 度			中 度	軽 度	非該当
		A判定 1~2級 (IQ20以下)	1級 (IQ21以上)	2級 (IQ21以上)			
愛知県	33	28	20	3	1	0	2
名古屋市	21	20	14	4	0	0	1
県外	0	0	0	0	0	0	0
小計	54	48	34	7	1	0	3
愛知県	24	15	9	5	4	0	5
名古屋市	8	7	5	1	1	0	0
県外	1	1	0	1	0	0	0
小計	33	23	14	7	5	0	5
合計	87	71	48	14	6	0	8

イ 福祉型障害児入所支援（平成26年4月1日）

申請者	事業所	サービス種類	定員	対象者
愛知県	愛知県心身障害者コロニ一はるひ台学園	障害児入所支援	80	知的
社会福祉法人英功会	愛松学園	障害児入所支援	30	聾
社会福祉法人岩崎学園	岩崎学園	障害児入所支援	65	知的
社会福祉法人若草学園	若草学園	障害児入所支援	50	知的
社会福祉法人昭徳会	小原学園	障害児入所支援	50	知的
社会福祉法人相和福祉会	トイBOX	障害児入所支援	40	知的
社会福祉法人米山寮	米山寮盲児部	障害児入所支援	17	盲
社会福祉法人豊橋市福祉事業会	豊橋ゆたか学園	障害児入所支援	45	知的
名古屋市	名古屋市あけほの学園	障害児入所支援	84	知的
合計			461	

コロニ一はるひ台学園 廃止予定（次期未定）

区分	当月初日 現員数	重 度			中 度	軽 度	非該当
		A判定 1～2歳	1歳 (IQ20以下)	2歳 (IQ21以上)			
愛知県	206	73	34	39	38	79	16
名古屋市	90	36	17	19	10	40	4
県外	2	2	2	0	0	0	0
小計	218	83	42	41	38	79	18
愛知県	2	1	1	0	1	0	0
名古屋市	4	3	2	1	1	0	0
県外	1	0	0	0	0	1	0
小計	6	3	3	0	2	1	0
合 計	252	91	45	46	44	97	20

(2) 愛知県心身障害者コロニ一の再編整備

昭和43年6月に心身の発達に障害のある方々に対する療育、医療、教育、授産、職業訓練、治療、予防、研究など幅広い領域にわたる総合的な福祉センターとして設置した「愛知県心身障害者コロニ一」を、地域生活を営む障害のある人々を総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「療育医療総合センター（仮称）」に再編整備していきます。

◎療育医療総合センター（仮称）の規模・機能

【医療支援部門】

- 発達障害を含む障害者医療の拠点及び小児・周産期医療の後方支援施設
- ・病床数：267床（うち医療型障害児入所施設・療養介護事業所 120床）
- ・研究部門
- ・「重心療育ネットワーク」及び「発達障害者医療ネットワーク」の構築

【地域療育支援部門】

- ・短期の入所支援：37人（親子療育支援4人を含む）
- ・あいち発達障害者支援センター

(3) 重症心身障害児・者に対する支援体制の整備

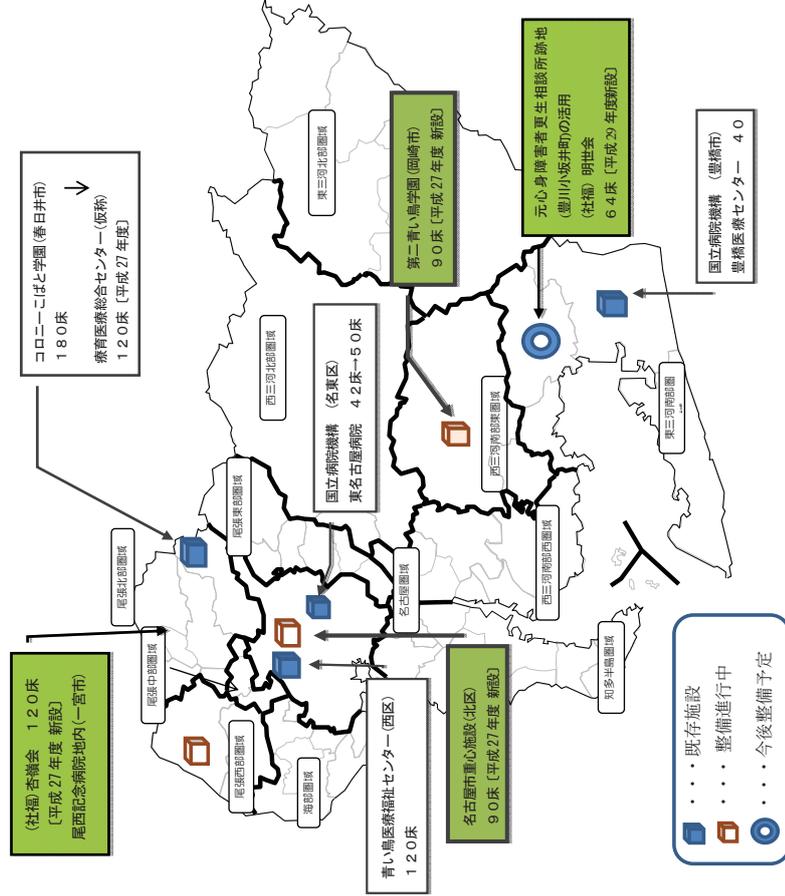
重症心身障害児・者など医療的ケアが必要な障害児・者に対しては、身近な地域において医療や療育などの支援が受けられる体制づくりが必要です。

このため、「第二青い鳥学園」の改築にあわせて重症心身障害児・者のための病床の整備や、「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児・者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます

また、重症心身障害児・者等を対象とした実態調査を実施し、今後の支援体制のあり方を検討します。

<重症心身障害児・者入所施設(医療型障害児入所施設)の整備目標>

	26年度末	29年度末
病床数	390床	694床



【平成26年度愛知県障害児者実態調査について】

- 1 調査の目的  
重症心身障害児・者やその家族が必要としている支援内容を調査し、支援体制の構築の検討のための基礎資料とする。
- 2 調査の方法  
重症心身障害児・者を把握している行政機関（児；児童相談所、者；市町村）から対象者名簿を入手し、県から対象者へ郵送によりアンケート調査を実施  
  
(1) 対象者数（名古屋を除く）  
1, 929名（18歳未満：630名、18歳以上：1, 299名）
- (2) 調査時点  
平成26年4月1日
- (3) 主な調査項目  
障害支援区分、移動の状況・手段、意思表示・言語、食事、食事、医療的処置内容、主な介護者、介護者の健康状況、介護者が病気のときの対応、サービスの利用状況、短期入所の利用状況、施設入所・グループホーム入居希望、入所・入居理由、入所・入居希望時期
- 3 スケジュール  
平成26年 8月 調査票発送  
平成26年 9月 調査票回収  
平成27年 1月 調査結果とりまとめ

## 7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

### (1) 圏域単位での地域特性及び課題

各圏域を人口別で見ると、平成 26 年 4 月現在、2,268,217 人の名古屋圏域から 57,434 人の東三河北部圏域まで大きな開きがあり、人口密度も、名古屋圏域の 6,949 人/k<sup>2</sup>から東三河北部圏域の 55 人/k<sup>2</sup>まで大きな開きがあります。

人口密度の低さは、サービス利用者の面積当たりの少なさにつながり、訪問系や日中活動系のサービス事業者にとって経営上不利となり、それらの事業者数が少ない要因となっています。その一方、地価は相対的に低く、施設整備に係る建設コストは低くなりますが、こうした地域では市街化を抑制すべき区域として定められた市街化調整区域であることが多く、社会福祉施設であっても開発許可が必要です。

市街化調整区域における社会福祉施設は、県が所管する市町村においては、平成 22 年 4 月 1 日に新たに許可の基準を定めたことで、一定の立地要件を満たす施設の立地が認められています。さらに、平成 23 年 10 月 1 日施行の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」では、一定の要件を満たす地域で、社会福祉施設も立地することができるような区域を市町村の申出により指定することができるようになっていきます。

障害のある人の数で見ると、平成 26 年 4 月現在で、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数の人口比は、最も高い圏域が 6.0%を占める東三河北部圏域で、最も低い圏域は 3.8%を占める尾張東部圏域です。

圏域内の市町村の住民で、圏域外のサービス事業所を利用している人の割合は、尾張中部圏域が 42.7%と最も高く、次いで、尾張東部圏域 33.2%、海部圏域 29.3%、東三河北部圏域 27.1%となっています。逆に圏域内でのサービス充足率が最も高い圏域は、東三河南部圏域(圏域外のサービス事業所利用割合 6.4%)となっています。

市町村ヒアリング・圏域会議の結果等から、障害福祉サービスの現状と課題をまとめると以下のようになります。

### 【訪問系サービス】

### 【日中活動系サービス】

体制の整備に当たっては、「どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、地方自治体間の限度を超え合理性を欠くような格差についての是正を目指す」とする「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の趣旨を踏まえて取り組むことが求められます。

県では、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、第2期計画に基づき設置した「圏域会議」において、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証を行い、地域特性や課題を踏まえた今後の方策などの検討を行い、市町村と協働して整備を進めていきます。

なお、一部の圏域において、緊急時における短期入所の円滑な利用について、市町村と事業者が協働して、ネットワークを形成して、その強化に取り組んでいます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見センターを実施しているところ、実施に向けて、検討に取り組んでいるところ等、成年後見についての機能強化が検討されています。

## 【居住系サービス】

### (2) 平成29年度末までに不足するサービスの基盤整備

必要なサービスを確保するためには、サービス基盤となる事業者のより一層の参入などが求められますが、その事業者の参入を促進するためには、国における介護報酬を始め制度の一層の改善が望まれるところです。

また、不足するサービス基盤の整備を促進するためには、地域の協議会がその機能を有効に発揮することが重要です。

(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	280,592							

日中活動系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員
生活介護	76,848							
自立訓練(機能訓練)	407							
自立訓練(生活訓練)	1,168							
就労移行支援	8,147							
就労継続支援(A型)	27,208							
就労継続支援(B型)	29,037							
療養介護	161							
短期入所	5,087							

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	実人員	人	実人員	人	実人員	人	実人員
共同生活援助	1,287							
施設入所支援	1,180							

【参考】

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	2,268,217	6,949
65歳以上	522,942	

\* 人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国道府県市区町村別面積調」による。(各圏域とも同じ)

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	78,399
愛護(療育)手帳所持者数	15,002
精神障害者保健福祉手帳所持者数	18,588
精神障害に係る公費負担の通院者数	28,675

\* 厚生労働省「福祉行政報告例」による。(各圏域とも同じ)

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
19,349	2,333	12.1

\* 障害福祉課「障害福祉サービス及び実績等調査」による。(各圏域とも同じ)

(工) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	328
2年生	315
3年生	301
合計	944

\* 圏域内居住者の数

\* 特別支援教育課、名古屋市教育委員会、愛知教育大学附属養護学校「通学区域別生徒数」による。(各圏域とも同じ)

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	20	8.5
就職者	47	20.1
その他	19	8.1
福祉施設等の利用者	148	63.2
卒業者計	234	100.0

\* 文部科学省「学校基本調査」による。(各圏域とも同じ)

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス 障害介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)		H30年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
	5,399									

日中活動系サービス 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 療養介護 短期入所	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)		H30年度( /月)	
	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数
	8,437									
	61									
	52									
	1,047									
	2,834									
	6,832									
	21									
	801									

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス 共同生活援助 施設入所支援	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)		H30年度( /月)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
	157									
	221									

【参考】

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	329,283	1,575
65歳以上	81,711	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	10,564
療育手帳所持者数	1,967
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,070
精神障害に係る公費負担の通院者数	4,228

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,108	618	29.3

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	47
2年生	56
3年生	44
合計	147

\* 圏域内居住者の数

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	2	3.8
就職者	14	26.4
その他	0	0.0
福祉施設等の利用者	37	69.8
卒業生計	53	100.0

ウ 尾張中部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,137							

日中活動系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数
生活介護	5,511							
自立訓練(機能訓練)	20							
自立訓練(生活訓練)	92							
就労移行支援	259							
就労継続支援(A型)	1,349							
就労継続支援(B型)	1,517							
療養介護	13							
短期入所	400							

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	49							
施設入所支援	117							

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	164,293	3,923
65歳以上	36,923	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	4,874
療育手帳所持者数	903
精神障害者保健福祉手帳所持者数	996
精神障害に係る公費負担の通院者数	1,879

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
972	415	42.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	27
2年生	18
3年生	19
合計	64

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	—	—
就職者	—	—
その他	—	—
福祉施設等の利用者	—	—
卒業者計	—	—

工 尾張東部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行保護 行動援護 重症障害者等高次支援	10,536					

日中活動系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	入日	箇所数	入日	箇所数	入日	箇所数
生活介護	11,219					
自立訓練(機能訓練)	34					
自立訓練(生活訓練)	167					
就労移行支援	1,758					
就労継続支援(A型)	2,313					
就労継続支援(B型)	4,789					
療養介護	12					
短期入所	659					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	144					
施設入所支援	187					

【参考】

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	468,570	人口密度
65歳以上	103,603	2,035

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	13,045
療育手帳所持者数	2,331
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,584
精神障害に係る公費負担の通院者数	4,575

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,516	836	33.2

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	66
2年生	63
3年生	69
合計	198

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0.0
就職者	0	0.0
その他	0	0.0
福祉施設等の利用者	3	100.0
卒業者計	3	100.0

才 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者包括支援	13,409					

日中活動系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人日	実人員	箇所数	人日	実人員	箇所数
生活介護	18,119					
自立訓練(機能訓練)	36					
自立訓練(生活訓練)	283					
就労移行支援	2,244					
就労継続支援(A型)	4,982					
就労継続支援(B型)	6,905					
療養介護	35					
短期入所	1,374					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人	実人員	箇所数	人	実人員	箇所数
共同生活援助	240					
施設入所支援	306					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	515,497	2,668
65 歳以上	125,825	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	17,573
療育手帳所持者数	3,459
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,086
精神障害に係る公費負担の通院者数	5,849

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
3,867	800	20.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1 年生	89
2 年生	78
3 年生	74
合計	241

b 卒業生 (H25 年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	3.6
就職者	27	32.5
その他	2	2.4
福祉施設等の利用者	51	61.4
卒業者計	83	100.0

【障害福祉サービスの現状と今後の見込み】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者包括支援	17,129					

日中活動系サービス	H27年度( /月;箇所数は年度末)		H28年度( /月;箇所数は年度末)		H29年度( /月;箇所数は年度末)	
	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員
生活介護	21,783					
自立訓練(機能訓練)	35					
自立訓練(生活訓練)	405					
就労移行支援	1,575					
就労継続支援(A型)	5,973					
就労継続支援(B型)	9,791					
療養介護	45					
短期入所	1,111					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月;箇所数は年度末)		H28年度( /月;箇所数は年度末)		H29年度( /月;箇所数は年度末)	
	人	実人員	人	実人員	人	実人員
共同生活援助	228					
施設入所支援	450					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	730,639	2,469
65歳以上	172,789	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	23,206
療育手帳所持者数	4,670
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,302
精神障害に係る公費負担の通院者数	8,102

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,313	687	15.9

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	108
2年生	127
3年生	85
合計	320

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0.0
就職者	75	62.0
その他	1	0.8
福祉施設等の利用者	45	37.2
卒業者計	121	100.0

キ 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H26年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	16,540							

日中活動系サービス	H26年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数
生活介護	19,922							
自立訓練(機能訓練)	59							
自立訓練(生活訓練)	183							
就労移行支援	2,033							
就労継続支援(A型)	2,748							
就労継続支援(B型)	10,994							
療養介護	32							
短期入所	931							

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H26年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	323							
施設入所支援	259							

【参考】

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	620,440	1,586
65歳以上	139,979	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	19,233
療育手帳所持者数	3,942
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,643
精神障害に係る公費負担の通院者数	6,211

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,312	488	11.3

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	116
2年生	95
3年生	93
合計	304

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	2.8
就職者	38	34.9
その他	0	0.0
福祉施設等の利用者	68	62.4
卒業者計	109	100.0

ウ 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	8,364					

日中活動系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数
生活介護	12,809					
自立訓練(機能訓練)	19					
自立訓練(生活訓練)	104					
就労移行支援	1,856					
就労継続支援(A型)	2,201					
就労継続支援(B型)	5,713					
療養介護	1,069					
短期入所	27					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	109					
施設入所支援	249					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	480,869	506
65歳以上	92,180	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	14,412
療育手帳所持者数	3,052
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,438
精神障害に係る公費負担の通院者数	4,803

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,114	417	19.7

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	86
2年生	87
3年生	69
合計	242

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	0	0.0
就職者	61	51.3
その他	1	0.8
福祉施設等の利用者	57	47.9
卒業者計	119	100.0

ウ 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	7,297							

日中活動系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数	人日	箇所数
生活介護	10,797							
自立訓練(機能訓練)	33							
自立訓練(生活訓練)	221							
就労移行支援	1,214							
就労継続支援(A型)	4,373							
就労継続支援(B型)	7,833							
療養介護	23							
短期入所	686							

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H25年度実績		H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	80							
施設入所支援	230							

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	414,668	934
65歳以上	84,605	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	12,618
療育手帳所持者数	2,600
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,841
精神障害に係る公費負担の通院者数	4,683

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
2,131	417	19.6

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	64
2年生	64
3年生	70
合計	198

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	5	6.3
就職者	23	29.1
その他	3	3.8
福祉施設等の利用者	48	60.8
卒業者計	79	100.0

二 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスと今後の見込み】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動援護 重度障害者等包括支援	13,893					

日中活動系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人日	実人員	人日	箇所数	人日	箇所数
生活介護	21,391					
自立訓練(機能訓練)	65					
自立訓練(生活訓練)	89					
就労移行支援	2,593					
就労継続支援(A型)	5,991					
就労継続支援(B型)	9,085					
療養介護	37					
短期入所	1,033					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人	実人員	人	箇所数	人	箇所数
共同生活援助	273					
施設入所支援	364					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	680,433	1,880
65歳以上	135,737	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	19,887
療育手帳所持者数	4,151
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,642
精神障害に係る公費負担の通院者数	7,808

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
4,255	789	18.5

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	125
2年生	108
3年生	118
合計	351

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	3	4.7
就職者	20	31.3
その他	2	3.1
福祉施設等の利用者	39	60.9
卒業者計	64	100.0

ウ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,091					

日中活動系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員
生活介護	2,618					
自立訓練(機能訓練)	0					
自立訓練(生活訓練)	0					
就労移行支援	328					
就労継続支援(A型)	552					
就労継続支援(B型)	1,133					
療養介護	7					
短期入所	211					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	人	実人員	人	実人員	人	実人員
共同生活援助	53					
施設入所支援	84					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	57,434	55
65歳以上	19,595	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	2,664
療育手帳所持者数	448
精神障害者保健福祉手帳所持者数	349
精神障害に係る公費負担の通院者数	628

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
798	216	27.1

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H26. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	10
2年生	8
3年生	4
合計	22

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	—	—
就職者	—	—
その他	—	—
福祉施設等の利用者	—	—
卒業者計	—	—

シ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスとの現状と今後の見込み】

訪問系サービス	H27年度( /月)		H28年度( /月)		H29年度( /月)	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者包括支援	17,564					

日中活動系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員
生活介護	30,328					
自立訓練(機能訓練)	5					
自立訓練(生活訓練)	504					
就労移行支援	2,092					
就労継続支援(A型)	4,017					
就労継続支援(B型)	11,254					
療養介護	38					
短期入所	1,689					

\* 療養介護の単位は、人。

居住系サービス	H27年度( /月:箇所数は年度末)		H28年度( /月:箇所数は年度末)		H29年度( /月:箇所数は年度末)	
	人	実人員	人	実人員	人	実人員
共同生活援助	341					
施設入所支援	577					

[参考]

(ア) 人口・人口密度 (H26. 4. 1)

区分	(人)	(人/k m <sup>2</sup> )
総人口	697,175	1,044
65歳以上	165,596	

(イ) 手帳所持者数と公費負担の通院者数 (H26. 3. 31)

区分	(人)
身体障害者手帳所持者数	22,914
療育手帳所持者数	4,659
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,228
精神障害に係る公費負担の通院者数	8,017

(ウ) 圏域外のサービス事業所を利用している人の割合 (H26. 4. 1)

全利用者(人)	圏域外利用者(人)	割合(%)
5,579	356	6.4

(エ) 特別支援学校高等部の状況

a 生徒数 (H23. 5. 1)

学年	人数(人)
1年生	148
2年生	150
3年生	133
合計	431

b 卒業生 (H25年度)

状況別卒業者数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者	4	2.6
就職者	34	22.2
その他	2	1.3
福祉施設等の利用者	113	73.9
卒業者計	153	100.0

## 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質向上並びに指定障害者支援施設サービスの質の向上のために講ずる措置

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価、障害のある人の権利擁護や虐待防止など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

### 1 サービス提供に係る人材の育成

#### ○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアクセスメント項目により利用者へのサービスの内容の継続的な評価を行うなど重要な役割を果していますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。【目標養成者数 サービス管理責任者 400名/児童発達支援管理責任者 200名】

#### ○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。【現任研修目標修了者数 200名、初任者研修目標修了者数 400名】

#### ○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、23年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、福祉を取り巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行っていきます。

#### ○ 福祉の場で働く人材の確保

これまで、福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事希望する人への講習会などを実施してきました。

引き続き、福祉人材センターを中心に、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に

取り組んでいきます。

#### ○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を行っていきます。

#### ○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を適切に行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

### 2 サービス提供事業者に対する第三者評価

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならぬものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成16年9月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

今後も、福祉サービスを受ける者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、指定事業者集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な受審を促すとともに、ホームページを活用して周知を行っていきます。

### 3 障害のある人の権利擁護

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。

指定障害福祉サービスの事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通

導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

#### ○ 成年後見制度の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な方を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

県は、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

#### ○ 偏見・差別の意識の解消

障害のある人の安心した地域生活の確保とノーマライゼーションの理念の浸透を図るため、講演会の開催などにより、地域住民に対して、障害のある人に対する偏見・差別の意識の解消に向けた普及啓発を推進していきます。【障害及び障害者に対する県民理解促進事業、こころの健康フェスティバルの実施】

報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

県は、障害のある人への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

#### ○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設を設置者、指定（特定・障害児・一般）相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

県は、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っています。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

#### ○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

県は、市町村が行う相談支援事業が、自立支援協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

#### ○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や早急な虐待防止対策に資することから、県は今後も、サービス提供者等に対する継続かつ定期的な指

## 第7章 県の域域生活支援事業の実施に関する事項

域域生活支援事業は、相談支援、移動支援、意思疎通支援など、障害のある人が安心して自立した域域生活を営むことができるよう、域域の特性や利用者や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

相談支援、移動支援、意思疎通支援等の域域生活支援事業については、広くその利用について周知をしていく必要があります。

このうち、都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の観点から、次のような域域生活支援事業を展開していきます。

市 町 村

- 理解促進・啓発
- 相談支援
- 意思疎通支援
- 手話奉仕員養成
- 地域活動支援センター
- 自発的活動支援
- 成年後見制度利用支援、法人後見支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援
- その他の日常生活又は社会生活支援



県

- 専門性の高い相談支援
- 広域的対応が必要な事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- 人材育成 等

### 1 専門性の高い相談支援事業

#### (1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、平成 15 年 5 月に愛知県県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成 18 年 4 月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活

支援、就労支援を含む）、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村に配置した「発達障害支援指導者」を活用し、「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」の普及及び市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

#### 【サービスマン見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
発達障害者支援センター運営事業	1	1,400	1	1,400	1	1,400

#### (2) 高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業

平成 18 年 10 月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及び関連機能障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及び関連機能障害のある人の支援を進めていきます。

#### 【サービスマン見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業	1	580	1	590	1	600

※ 実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

**(3) 障害児等療育支援事業**

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内13箇所（拠点施設において、障害児（者）地域療育等支援事業を実施しています）。

引き続き、在宅の障害児・者の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、指定された障害児・者施設の専門スタッフが地域を巡回し、あるいは外来により、保護者や障害児・者、関係者に療育上の指導や助言を実施していきます。

【サービス見込量】

事業名	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業	13箇所	13箇所	13箇所

**(4) 障害者就業・生活支援センター運営事業**

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を12箇所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

◆設置状況（平成26年4月1日現在） ＊括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障害者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
障害者就業・生活支援センター運営事業	12	5,000	12	5,330	12	5,680

※ 実利用見込者数は、登録者数について計上

**2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣**

**(1) 手話通訳者養成研修事業**

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年40人】

**(2) 手話通訳者派遣事業**

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。【年64人】

**(3) 要約筆記者養成研修事業**

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年20人】

**(4) 要約筆記者派遣事業**

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。【年45件】

**(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業**

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年20人】

**(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。【23人登録】

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 【実施】  
手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を担うことにより、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施される。

### 3 広域的な支援事業

#### (1) 相談支援体制整備事業

平成27年度から、障害福祉サービスの利用を申請する全ての方に、サービス等利用計画(案)の作成が必要となりました。

#### ア 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域(名古屋市を除く11圏域)を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

#### イ 愛知県障害者自立支援協議会

市町村の相談支援体制の充実のため、広域的見地から協議を行う場として、引き続き、愛知県障害者自立支援協議会を開催し、相談支援体制の状況を把握、評価してまいります。

また、愛知県障害者自立支援協議会の協議結果に基づき、圏域を担当するアドバイザーを通して市町村に対し助言・周知を図ってまいります。

#### (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

##### ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備に努めてまいります。

##### 【1.2 保健所で年1回開催】

##### イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害者にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア(仲間)の存在は大きな意味を持っています。  
当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターの積極的な活用について努めてまいります。【ピアサポーター数 ××人】

##### ウ アウトリーチ訪問支援事業

精神科医療の必要な未受診者や、ひきこもり等の精神障害者に対して多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。【アウトリーチチーム設置数 1】

#### エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を整備してまいります。【委員会1回開催】

### 4 人材育成等その他の事業

#### (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施してまいります。

#### (2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービスを申請する全ての方にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施してまいります。【現任研修目標修了者数 200名、初任者研修目標修了者数 400名】

#### (3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施してまいります。【目標養成者数 サービス管理 400名・児管責 200名】

#### (4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施してまいります。

【身体、知的各1回開催予定】

#### (5) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施していきます。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員 20名】

(6) 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成していきます。

(7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施していきます。

ア 生活訓練事業

(オストメイト社会適応訓練事業、音声機能障害者発声訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導を行います。

イ 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図っていきます。

ウ 障害者IT総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点として、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用して障害のある人の社会参加を一層促進していきます。

エ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（ボランティア養成事業等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施していきます。

オ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

(8) 聴覚障害者情報提供施設事業

聴覚障害のある人に対し情報・コミュニケーション支援を図るため、地域における拠点となる聴覚障害者情報提供施設への運営費を助成していきます。

## 第8章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 23 年の障害者虐待防止法の制定、平成 24 年の障害者自立支援法の改正による平成 25 年からの障害者総合支援法の施行、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法等の、国内法令の整備が進み、平成 26 年 1 月に国連の障害者権利条約を批准したところであり、今後も、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になっていくと考えられます。

第 3 期計画からは、障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視するとともに、本計画の推進を図ってまいりました。

この機関において、県の障害者施策の実施状況の監視と機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。なお、本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、子育て担当部局、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、連携・協働して進めていきます。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認めるときには、障害福祉計画、事業の見直し等の措置を講ずることとします。

## 用語説明一覧

あ

### 【認知障害者職業センター】

障害のある人の雇用を図るため、ハローワーク等と密接な連携を取りながら、障害のある人と事業主に対する職業リハビリテーションを実施しています。

え

### 【NPO】

広義には、民間非営利組織を意味し、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体のみでなく、ボランティア団体など法人格をもたない団体も含まれます。なお、協議には、特定非営利活動促進法により、法人格を取得したボランティア団体を始めとする民間非営利団体のことを言います。

お

### 【オストメイト】

大腸やぼうこうなどの病氣治療のため外科手術により人工肛門や人工ぼうこうとなりた方々のことです。

き

### 【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の役割を持つものです。

### 【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

### 【共同生活援助】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれています。

### 【協議会】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。なお、「自立支援協議会」という名称は、地方自治体の固有名称となっています。

け

### 【計画相談支援】

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

こ

### 【行動援護】

自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

### 【高次脳機能障害】

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状で、その症状は多岐にわたたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等の脳損傷部位によって特徴が出ます。

### 【高次脳機能障害支援普及事業】

名古屋市総合リハビリテーションセンターを本県の高次脳機能障害者への支援拠点とし、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目指した事業です。

### 【コミュニティビジネス】

地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すものです。コミュニティビジネスは、民間非営利活動団体（NPO）、企業組合、農業法人の他、有限会社、株式会社などにより運営されます。

こ

### 【サービス利用計画作成】

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

### 【児童発達支援】

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や相談など、通所による指導訓練等を行います。

### 【児童発達支援センター】

「児童発達支援」としての指導訓練等の他に、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設を指します。なお、児童発達支援センターには、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型児童発達支援センター」は、肢体不自由児や重症心身障害児に対し、必要な知識技能の付与等の他、治療を行います。

#### 【障害者虐待防止法】

正式名称は「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成23年6月10日に公布され、平成24年10月1日から施行されます。この法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者による、i 身体的虐待、ii 性的虐待、iii 心理的虐待、iv ネグレクト、v 経済的虐待と規定しているほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されています。

#### 【障害福祉サービス】

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスについては、使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

#### 【障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業】

障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を目指すもので、一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図っています。

#### 【障害者試行雇用事業】

障害のある人に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進めるもので、原則3か月の期間で、公共職業安定所が窓口となります。

#### 【職業適応援助者】

一般に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業ができるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人・事業所・家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置して支援するとともに、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

#### 【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事がその指定を行っています。

#### 【障害保健福祉圏域】

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ12圏域としています。

#### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

#### 【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

#### 【自立訓練（機能訓練）】

身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### 【自立訓練（生活訓練）】

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### 【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

#### 【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結びません。

#### 【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス。対象者は、平日の日中は、日中活動のサービスを利用します。

#### 【障害児入所施設】

障害児に対して、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う入所施設です。  
なお、障害児入所施設には、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型障害児入所施設」は肢体不自由児や重症心身障害児、自閉症児に対し、必要な知識技能の付与等の他、治療を行う施設を指します。

#### 【障害者支援施設】

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設です。

#### 【住宅入居支援事業】

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業（居住サポート事業）です。

#### 【職業能力開発校】

就職を希望する障害のある人が自己の能力に適合する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための施設です。

## せ

#### 【生活介護】

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供を行うサービスです。

#### 【成年後見制度】

家庭裁判所の手続を通じて成年後見人や保佐人等が、精神上の障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

## そ

#### 【相談支援事業】

相談支援事業は基本相談支援（障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援（サービス利用計画を作成し、事業者などの連絡調整）を行う事業となっています。

#### 【相談支援従事者研修】

地域の相談支援体制の充実を図るため、障害のある人等の意向に基づき地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなどにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする研修です。

## た

#### 【短期入所】

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

#### 【多機能型事業】

複数の事業を組み合わせて一体的に事業運営する施設です。事業ごとに定める最低人員等を満たさなければならぬこととなっています。

## ち

#### 【地域移行支援】

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するサービスです。

#### 【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

#### 【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談その他の便宜を供与するサービスです。

## て

#### 【テレワーク】

情報通信技術（IT）を活用した場所や時間とらわれない柔軟な働き方のことです。

## と

#### 【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護等を行うサービスです。

#### 【特別支援学校】

本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を主として行う学校として知肢府特別支援学校を設置しています。

## に

#### 【日中活動の場】

昼間にサービス（日中活動支援事業）を提供する、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、地域活動支援センターのことです。

## の

#### 【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の根本理念です。

参考資料

＜資料1＞  
◆第4期愛知県障害福祉計画 策定経過（予定）

年 月 日	策 定 経 過
平成26年7月10日	平成26年度第1回第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成26年7月31日	平成26年度第1回愛知県障害者施策審議会
平成26年9月26日	平成26年度第2回第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成26年10月9日	平成26年度第1回愛知県自立支援協議会
平成26年11月日 ～11月日	第4期障害福祉計画の数値目標・サービスマス見込量等の市町村ヒアリング
平成26年12月日	平成26年度第3回第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成26年12月日	平成26年度第2回愛知県障害者施策審議会
平成27年1月24日 ～2月23日	第4期愛知県障害福祉計画（案）に対する県民意見見提出制度（パブリック・コメント制度）
平成27年3月日	平成26年度第3回愛知県障害者施策審議会

は 【発達障害者支援センター運営事業】  
自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として心身障害者ユニバーシティに「あいち発達障害者支援センター」を設置しており、相談対応、療育・就労支援や、情報提供、施設職員等への研修、関係機関・団体との連絡調整を実施し、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を目指す事業です。

ひ 【福祉サービスマネジメント事業】  
第三者評価機関が、福祉サービスマネジメントの質を公正・適切に評価する体制作りを推進することにより、利用者の適切なサービスマネジメントに資する情報提供及び福祉サービスマネジメントの向上を目指す事業であり、具体的には、「愛知県福祉サービスマネジメント推進センター」を愛知県社会福祉会館内に設置し、①第三者評価機関の認証、②第三者評価基準の策定、③評価調査者養成研修を実施しています。

ほ 【福祉ホーム】  
住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するところです。

【福祉人材無料職業紹介事業】  
福祉に関する人材の登録（求人・求職者）、職業紹介、情報提供等を行います。

【法定雇用率達成企業】  
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用を達成した民間企業です。

【保育所等訪問支援】  
保育所等を現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進するための事業です。

【放課後等デイサービス】  
学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所です。

【療養介護】  
医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療となります。

＜資料 2＞

◆愛知県障害者施策審議会

1. 設置年月日

昭和 47 年 3 月 29 日

2. 設置の根拠

障害者基本法第 36 条

3. 設置の目的

障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するために設置された審議会

4. 委員名簿 (委員定数 20 名、敬称略、50 音順、◎は会長、※はワーキンググループ)

氏名	所 属
※ 荒木 登喜子	愛知県知的障害者育成会副会長
井上 雄裕	愛知県精神障害者家族会連合会
※ 宇佐美 崇法	会社員
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
※ 加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
※ 河口 尚子	立命館大学生存学研究センター客員研究員障害学会理事
※ 川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会副会長
小樋 友里恵	愛知県知的障害者育成会
※ 園田 大昭	愛知県聴覚障害者協会副理事長兼常任理事
◎ ※ 高橋 脩	豊田市子ども発達センター長
都築 裕之	愛知県セルブセンター副会長
※ 土本 隆幸	公募委員
土屋 葉	公募委員
※ 徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会副会長
長谷 由香	愛知県重度障害者団体連絡協議会会長
野田 正治	愛知県医師会理事
松隈 知栄子	弁護士
※ 武藤 久枝	中部大学現代教育学部教授
横江 淳一	蟹江町長 (愛知県町村会副会長)
※ 渡辺 久美子	愛知県盲人福祉連合会

第 4 期愛知県障害福祉計画

平成 27 年 3 月発行

愛知県健康福祉部障害福祉課

郵便番号 460-8501

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

電 話 052-954-6294 (ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6920